

放射線障害防止法関係の最近の動向について

南山力生

原子力規制委員会・原子力規制庁

1. 原子力規制委員会への所掌事務の変更について

平成24年6月に制定された原子力規制委員会設置法では、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、一つの行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置することが規定されている。平成24年9月に発足した原子力規制委員会の任務については、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることが規定されている。平成25年4月には放射線障害防止法に関する規制事務が文部科学省から原子力規制委員会に移管された。これにより、放射線障害防止法に基づく許認可、報告等の規制事務は、原子力規制委員会が全て担当することとなった。

2. 放射線障害防止法の改正について

放射線障害防止法は、平成22年5月にその一部が改正され、平成24年4月から施行されている。同法施行規則の附則第2条においては、放射線発生装置（施行以前に申請して施行後に許可を受けた放射線発生装置を含む。）と保管又は保管廃棄している放射化物に係る施設基準については、平成26年3月までは改正前の規定を適用する経過措置を定めている。ただし、行為基準については経過措置がないため、放射化物に係る記帳、測定・記録、維持・点検等を行うことが必要であることに注意を要する。

3. 最近のトラブル事例について

放射線障害防止法の規制に関しては、法令に基づく事故報告があるほか、管理下でない放射性同位元素の発見などの法令報告以外の報告がある。原子力規制委員会としては、引き続き厳正な規制を行っている。管理下でない放射性同位元素の報告については、放射線測定器の普及や放射線に対する国民の関心の高まりなどによって増加する傾向にある。最近の事例としては、メーカーによる不法な製造・販売が報告された。法令に基づく事故報告については、紛失・誤廃棄と汚染・漏えいが発生する傾向に変化は見られない。最近の事例としては、密封されていない放射性同位元素の研究施設における排水設備からの漏えいと大型の放射線発生装置の研究施設における放射性物質の漏えいが報告された。

